別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

様式第1

損　益　計　算　書

会計単位名　第一種指定設備管理部門

（単位　円）

Ⅰ　接続損益の部

(1)営業収益

1　受取網使用料

ア　端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ　ア以外のもの

2　振替網使用料

ア　端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ　ア以外のもの

（ア）　接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

（イ）　(ア)以外のもの

(2)営業費用

1　営業費用

2　振替網使用料

接続営業利益(又は接続営業損失)

Ⅱ　接続関連損益の部

(1)営業収益

1　接続装置使用料

ア　端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ　ア以外のもの

2　網改造料

ア　端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ　ア以外のもの

(2)営業費用

接続関連営業利益(又は接続関連営業損失)

会計単位名　第一種指定設備利用部門

（単位　円）

(1)営業収益

1　役務収入

2　振替網使用料

(2)営業費用

1　営業費用

2　振替網使用料

ア　端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ　ア以外のもの

（ア） 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

（イ） （ア）以外のもの

第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）

（記載上の注意）

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門「Ⅰ 接続損益の部 (1)営業収益 2 振替網使用料」に関し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額

様式第2

使用平均資本及び資本報酬計算書

会計単位名　第一種指定設備管理部門

（単位　円）

	期首残高	期末残高	首末平均残高
1　電気通信事業固定資産	×××	×××	×××
（再掲　第一種指定電気通信設備）	×××	×××	×××
2　投資その他の資産	×××	×××	×××
3　繰延資産	×××	×××	×××
4　運転資本	―	―	×××
5　過年度の料金算定に従った資本額の調整			×××
使用平均資本額			×××
6　営業利益			×××
7　過年度の料金算定に従った報酬額の調整			×××
資本報酬額			×××
使用平均資本報酬率			××％
設定報酬率			××％

会計単位名　第一種指定設備利用部門

（単位　円）

	期首残高	期末残高	首末平均残高
1　電気通信事業固定資産	×××	×××	×××
2　投資その他の資産	×××	×××	×××
3　繰延資産	×××	×××	×××
4　運転資本	―	―	×××
使用平均資本額			×××
営業利益			×××

様式第3

固　定　資　産　帰　属　明　細　表

（単位　円）

			合計	サービス活動	（何）	指定外電気通信設備	第一種指定設備利用部門計	うち光信号中継伝送機能に係るもの	（何）	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュール	折返し通信路設定機能に係る設備	番号案内データベース及び番号案内設備	信号網設備	うちルーティング伝送機能に係るもの	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	うちルーティング伝送機能に係るもの	（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路	（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	公衆電話設備	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	特別第一種指定設備	一般第一種指定設備	第一種指定設備管理部門計	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額																																				
		減価償却累計額																																				
		帳簿価額																																				
	市内機械設備	取得価額																																				
		減価償却累計額																																				
		帳簿価額																																				
	市外機械設備	取得価額																																				
		減価償却累計額																																				
		帳簿価額																																				
	電報機械設備	取得価額																																				
		減価償却累計額																																				
		帳簿価額																																				
	伝送機械設備	取得価額																																				

| | | |

	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
建物	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
構築物	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
機械及び装置	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
車両及び船舶	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
工具、器具及び備品	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
休止設備	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
土地	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
建設仮勘定	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
無形固定資産	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																
設備区分ごとの固定資産合計	取得価額																																
	減価償却累計額																																
	帳簿価額																																

（注）

この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

様式第3の2

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位　円）

			一般第一種指定設備計	一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定県間中継ルータ	ＳＩＰサーバ	セッションボーダコントローラ	ＥＮＵＭサーバ	ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）	網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの）	網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）	収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	伝送路	（何）	合計
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	市内機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	市外機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	電報機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	伝送機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	無線機械設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	電力設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	電話番号案内設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	監視設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
	（　　何　　）	取得価額																				
		減価償却累計額																				
		帳簿価額																				
空中線設備		取得価額																				
		減価償却累計額																				

		帳簿価額																			
通信衛星設備		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
端末設備		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
線路設備	市内線路設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
	市外線路設備	取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
土木設備		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
海底線設備		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
建物		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
構築物		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
機械及び装置		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
車両及び船舶		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
工具、器具及び備品		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
休止設備		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
土地		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
建設仮勘定		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
無形固定資産		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			
設備区分ごとの固定資産合計		取得価額																			
		減価償却累計額																			
		帳簿価額																			

(注)

1　この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

2　ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

様式第4

設　備　区　分　別　費　用　明　細　表

（単位　円）

	合計	サービス活動	（何）	指定外電気通信設備	第一種指定設備利用部門計	うち光信号中継伝送機能に係るもの	（何）	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュール	折返し通信路設定機能に係る設備	番号案内データベース及び番号案内設備	信号網設備	うちルーティング伝送機能に係るもの	中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	うちルーティング伝送機能に係るもの	（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路	（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	公衆電話設備	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	特別第一種指定設備	一般第一種指定設備	第一種指定設備管理部門計
営業費																																		
うち貸倒損失																																		
運用費																																		
施設保全費																																		
共通費																																		
管理費																																		
試験研究費及び研究費償却																																		
減価償却費																																		
固定資産除却費																																		
うち除却損																																		
通信設備使用料																																		

租税公課																																	
合計																																	

（単位　%）

直課																																	
活動基準帰属																																	
配賦																																	

（注）

1　電気通信設備を収容する建物に係る費用、器具備品に係る費用、通信設備使用料及び租税公課については、原則として次の基準により、第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分、支援設備、全般管理に帰属させる。

建物

減価償却費、固定資産除却費、施設保全費　　第一段階

占有面積比

第二段階

設備の占有面積比（設備収容関連）

稼働人員数比（設備収容関連以外）

器具備品

減価償却費、固定資産除却費、施設保全費　　稼働人員数比

通信設備使用料　　該当する設備区分比

租税公課　　正味固定資産額比

2　試験研究費及び研究費償却については、次の基準により第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分に帰属させる。

インフラ系応用技術（通信用建物）　　占有面積比

インフラ系応用技術（通信用電力）　　仕様電力値比

インフラ系応用技術（電気通信設備）　　設備区分の当年度取得固定資産価額比

インフラ系基礎技術　　設備の当年度取得固定資産価額比

3　第８条第２項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。

支援設備

電力設備　　仕様電力値比

試験受付　　故障件数比

監視設備　　監視対応件数比

全般管理

共通

資材（販売用のものを除く。）

保管、荷役、輸配送　　当年度取得固定資産価額比

資材共通　　当年度取得固定資産価額比

研修（サービス関連のものを除く。）

設備　　関連部門の稼働人員数比

共通	稼働人員数比
医療(職員の健康管理に関するもの)	稼働人員数比
一般共通	
経理(仕訳レコード数により設備関連のものを抽出)	支出額比
総務、厚生、人事等	支出額比
管理(サービス関連部門を除く。)	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理(電気通信設備の管理運営に関連するもの)	支出額比

4　この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

様式第4の2

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位　円）

	一般第一種指定設備計	一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定県間中継ルータ	ＳＩＰサーバ	セッションボーダコントローラ	ＥＮＵＭサーバ	ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び	網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの）	網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）	収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	伝送路	（何）	合計
営業費																				
うち貸倒損失																				
運用費																				
施設保全費																				
共通費																				
管理費																				
試験研究費及び研究費償却																				
減価償却費																				
固定資産除却費																				
うち除却損																				
通信設備使用料																				
租税公課																				
合計																				

（単位　％）

直課																			
活動基準帰属																			
配賦																			

（注）

1　この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

2　ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。